

令和5年度県立えびな支援学校 不祥事ゼロプログラム

えびな支援学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者・実施体系

教職員	職務
校長	プログラムの実施責任者として、すべての指揮にあたる。
副校長・教頭・事務長	校長を補佐し、不祥事防止会議、不祥事防止研修会等の指揮にあたる。
総括教諭・学部長	校長・副校長・事務長を補佐・補助する。
全職員	プログラムの実行の主体者。凡事徹底し、不祥事防止に努める。

- ・不祥事防止会議 職員一人ひとりが主体的に不祥事防止について考え、凡事徹底の意識を再確認する場。
- ・不祥事防止研修会 不祥事防止について学び、不祥事防止について主体的に考える。

2 策定の方針

- ①実効性・継続性のある取組にし、不祥事の未然防止を図る
- ②職員一人ひとりが自分の問題であると意識できる取組にする
- ③取組課題に基づく研修を実施し、不祥事防止意識の向上を図る

3 目標及び行動計画・役割分担・会議・研修について

<目標及び行動計画>

※各取組課題について、不祥事防止会議・不祥事防止研修会を実施。

取組課題	目標	行動計画	時期
1 法令遵守意識の向上【必須】	公務外非行の防止徹底 円滑なコミュニケーションの実施	公務員としての規律・義務を周知し、サービスの徹底についての呼びかけを継続的に繰り返し行う。 同僚性を高めるとともに、職員同士がコミュニケーションを取り合える風通しのよい職場にする。	4月 5月 通年
2 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止、児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止【必須】	教職員の当事者意識を醸成し、人権意識の高い職場環境づくりの実施 適切な指導の徹底	わいせつ・セクハラ・パワハラの防止に関する意識向上と注意喚起を徹底すると共に、研修を行う。 携帯電話やメール等の適切な使用やガイドラインを徹底する。 (8月 人権研修会実施予定)	8月 通年

3 体罰、不適切な指導の防止 【必須】	児童生徒の人権を尊重した指導の実施 児童生徒の実態をおさえた、体罰によらない適切な指導の徹底	体罰防止ガイドラインや資料を活用し、適切な指導方法を徹底する。同僚意識を高め、体罰を許さないという環境整備に努める。 (9月ミニ研修会B 中学部より)	9月 通年
4 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取り扱いに係る事故防止【必須】	確実な業務の実施	日常的な業務における事故防止意識を徹底する。 学年末や年度末における注意喚起を継続的に行う。 (11月ミニ研修会B 高等部より)	11月 通年
5 個人情報の管理、情報セキュリティ対策	個人情報に係る事故の防止	情報持ち出しにおける校内ルールを徹底し事故の未然防止の徹底を図る。 個人情報棚の施錠・保存書類の整理整頓等、適切な管理を行なう。 (10月ミニ研修会B 小学部より)	10月 通年
6 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	酒気帯び運転および飲酒運転防止、交通事故防止、交通法規遵守	安全運転への意識向上に向けた自己チェックを実施する。 注意喚起を継続的に行なうとともに、事故防止の徹底を図る。 (12月ミニ研修会A 部門より)	12月 通年
7 私費会計に係る事故防止	私費会計に係る事故防止の徹底	「会計処理の手引き」をもとに私費会計における校内ルールを徹底し、事故の未然防止を図る。 (6月 総務管理Gより報告) (7月 不祥事防止研修会実施予定)	6月 7月 通年

※外部講師による不祥事防止研修会を実施（7月）

- ・「7 私費会計に係る事故防止」に係る研修において、事故防止についての意識を高める。

外部講師による人権研修会を実施（8月）

- ・「2 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止、児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止」に係る、教職員の人権感覚を高める研修を実施

ミニ研修会 職員会議前に実施

4 検証

7項目の行動計画について、令和6年2月に実施状況を確認し、各目標について評価を行う。また、学校運営協議会やホームページに本校の不祥事ゼロプログラムの取り組みを提示し、意見を聴取する機会を設ける。またその結果を、次年度におけるえびな支援学校不祥事ゼロプログラムの策定に反映させる。

5 実施結果

不祥事ゼロプログラムは本校ホームページに掲載する。また、最終検証報告は教育局にその実施結果を報告する。